

事務所だより



写真「皿倉山から」撮影者：平山博久

第73号

発行

黒崎合同法律事務所
 北九州市八幡西区黒崎三ー七アースコート黒崎駅前BLDG. 4F
 電話■093(642)2868・FAX■093(642)2856

暑中お見舞い申し上げます

暑さはこんなに厳しいのに、政治とカネを巡る問題に関する自民党の対応に厳しさは全く見当たりません。本来廃止すべき政策活動費を残し、その用途についてはなんと「10年後に領収書を公開」、パーティー券の購入者を公開する基準額についても「5万円を超える」に引き下げると鼻高々。

忙しい国民のことだから、すぐに忘れてくれるとも思っているのでしょうか。いえいえ、10や5は覚えやすい数字です。10年後に領収書公開など国民を愚弄しているのか？与党の政治家にとって5万円以下は大した金額ではないのか？

国民の生活感からかけ離れた議員には、国民の厳しい判断を。本当に反省させる方法はそれしかありません。



弁護士 田邊 匡彦
 弁護士 横光 幸雄
 弁護士 東 敦子
 弁護士 溝口 史子
 弁護士 平山 博久
 弁護士 朝隈 朱絵
 弁護士 三苫 和喜
 弁護士 安部 千春 (顧問)
 事務局長 原田 博之
 外 事務局員一同

同じ穴のムジナ



弁護士
横光 幸雄

はじめに

昨年来の自民党派閥パーティ券のキックバックによる裏金問題で、岸田内閣の支持率は低迷したまま回復のきざしがありません。派閥パーティによる資金集めはどの派閥も行ってきたことなので、たとえ派閥を解散したとしても、岸田首相に代わって選挙の顔となるようなクリーンな首相候補を見つけることは困難なため、自民党は混迷をきわめていきます。

ムジナとは

この裏金問題に対処する政治資金規正法改定の議論に際し、公明党の山口委員長は「同じ穴のムジナとは見られたくない」との発言をされました。ムジナはアナグマの異称で、私

たち法律家にとっては「タヌキ・ムジナ事件」として有名な動物です。ある地方の被告人が、その地方ではタヌキのことを十文字ムジナと呼んでいて、タヌキが禁猟獣であることは知っていたが、ムジナが禁猟獣であることは知らなかったと主張して無罪になった事件があり、弁護士である山口氏もこの判例が頭の片隅にあったでしょう。私も「おっ、ムジナかよ」となつかしい思いがしたのです。

実際に公明党は、与党であるのに自民党案には賛成せず、規制法改定案は自民党単独で国会に提出されました。一方で野党は当初①企業、団体献金を禁止する②政策活動費を廃止する③会計責任者と同等の責任を政治家に負わせるという3点で一致して国会審議にのぞきました。

政治資金規正法とは

政治資金規正法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため政治団体の届出、政治資金の収支の公開をすることにより政治活動の公明と公正を確保することを目的とし（第一条）、政治資金が民主主義の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、いやすくも国民の疑惑を招くことのないようにしなければならぬ（第二条）とされています。

要するにお金の流れを透明にして、公明公正な政治を実現するというのが、前述の野党の要求はこの趣旨に則ったものです。

国会終盤の変容

自民党案は国会終盤になって次々に変容します。まず公明党の要求を受け入れて、パーティ券購入者の公開基準を現行の二十万円超から五万円超に引き下げました。しかし企業団体献金の枠組は残したままで、カネの力で政策がゆがめられる危険は

解消されないうまになりました。

政党から政治家個人に支出され、使途の公開義務のない政策活動費も、維新の会の要求を反映させ、十年後に領収書などを公開するとしてこれを制度化しました。しかし、政治資金の透明化を図るための規制法で十年後にしか領収書が公開されないことを定めるなどは、法の趣旨に逆行すると言わざるをえません。

従来から政治資金規正法は抜け穴だらけの法律で、規制される者が自分で法律をつくるからまともな法律にならないとの批判がされてきました。今回の改定案に対しても、ムジナ三兄弟などと揶揄する声が聞こえてきます。

タヌキとムジナ

タヌキとムジナ（アナグマ）とアナグマは、一見しても見分けが付きません。山口氏は同じ穴のムジナとは見られたくないと言いましたが、穴は違うけどムジナであることは同じであると考えているのでしょうか。

むしろタヌキになって大化けしてもらいたいという気もするのですが、どうなっていくのでしょうか？

「自分らしさ」を忘れないように

弁護士 東 敦子



女性初の弁護士、のちに裁判官となった三淵嘉子さんの人生がモデルになっている朝ドラの「虎に翼」(主人公の名前は寅子)が大好きです。1938年に嘉子さんを含む3人の女性が司法試験合格、約90年を経て2024年の今、女性弁護士は9200人を超え、比率はようやく2割を超えました(まだ2割なんだなあ)。

私が学生のころ、親や教師から「資格をもったら結婚しても子どもが生まれてもずっと働ける」と聞きまし



朝ドラの「虎に翼」のモデルとなった三淵嘉子さん

たが、実際に弁護士になってみて思ったのは「そんなわけないやん」。妊娠、育児、介護：いったんやめてしまったら、仕事を再開できるだろうかと不安もあって、なんとか仕事を続ける…。収入の全てがベビーカー代に：という友人もいました。

私の場合、仕事が重なってくると「以前は夜遅くまでも、土日も仕事できたのに」と焦り、子どもとの時間が少なくなってくると「親として向き合えていない」と悩む。過労

で体調を壊したときはもっと休めばよかつたと反省し、少し自分の時間を楽しむと後にやってくる意味不明な罪悪感：。黒崎合同法律事務所という職場環境と周囲のサポートがなければ、虎に翼の寅ちゃんと同じように育児と仕事の両立が難しく、一度は弁護士をやめてしまうこともあつたかもしれませぬ。

ドラマでは、戦争を経て収入を得るために再び司法の世界に戻ってきた寅ちゃんに、この世界に導いた恩師が「不幸」にさせてしまったと詫言ひます。このとき寅ちゃんは「はて?」「私は好きでここにいる」と宣言します。ああ、そうだ、私も好きでこの仕事をしていると再認識させられ、ぐつときました。

仕事をしている以上、使命感や責任感はもちろん大切です。でも、それだけだと「私はこんながんばっているのに」と周囲にいら立ってしまい、知らないうちに家族にも圧をかけていくんじゃないか、そんなことを考えます。憲法13条は「すべて

国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」として、私の「幸福」を追求すること、を全力で応援してくれています。なんだかんだと悩むこともたくさんあると思いますが「私は好きでここにいる」と思えたら、力がわいてくる気がします。

私は今も子どもの意見表明権を確立する活動を続けていますが、プライベートでの自分の意見表明はちゃんとできてるかな?子どもたち「自分らしさ」を大切にねと言っている私自身が「自分らしさ」や「自分の好きなこと」を忘れないように、無意識に「周囲の期待に応えようとする自分」にならないように。めんどくさいときもありますが、疑問に思ったことは口に出し、おかしいと思うことには抗議して、自由と幸福を追求していこうと思います。

法テラスの「ひとり親支援制度」が始まりました



弁護士 溝口 史子

法テラス（日本司法支援センター）では、民事法律扶助として、経済的に余裕がない人が法的トラブルに遭ったときに、弁護士・司法書士費用を立て替える業務を行っています。

この民事法律扶助業務について、2024年4月1日から、離婚してひとり子どもを育てる「ひとり親」を支援する制度が始まりました。なお、ここで言う「ひとり親」とは、法律上離婚した親を言い、別居中の親は含みません。また、対象となる事件は養育費請求を含む事件とその関連事件に限られますので、ご注意ください。

新しい制度の内容は以下のとおりです。

1 将来の養育費について発生する成功報酬の立替について

子どもを引き取り育てるひとり親が、離婚の相手方から将来の養育費の支払について約束を得た場合、その最大24か月分の10%（税別）が受任者である弁護士に対する成功報酬となります。

これまでの制度では、弁護士との間の委任契約が終了した後であっても、最長2年間の間、ひとり親は弁護士に養育費の入

金を報告して報酬を直接支払わなければならない、ひとり親・弁護士の双方にとって経済的・事務的な負担となっていました。

今回の制度改正により、この運用が改められ、将来の養育費について債務名義（審判書、判決書、調停調書、公正証書等）がある、2回以上の支払確認ができている等、履行の見通しがある場合には、法テラスが養育費のうち一定額について報酬を立替払いする取扱いとなりました。ひとり親は、原則としてこの報酬立替分を法テラスに償還（返済）する必要はありませんが、後述する免除制度の適用対象となる場合には償還（返済）免除を受けることができ、これまでの制度よりも経済的負担が減ることになります。

なお、この報酬立替制度の対象となるのは将来の養育費に限られ、過去分の未払い養育費、婚姻費用、財産分与、慰謝料等を費目とする支払は含まれません。

2 養育費等の過去分の未払支払を受けた場合の一括償還（返済）について

これまで、ひとり親が養育費や婚姻費用の過去の未払分の支払を受けた場合、受け取ったお金から、法テラスの立替金（着

手金等）の残額を優先的に償還（返済）しなければならぬ取扱いとなっていました。このため、ひとり親がせっかく過去分の養育費等を受け取っても、その多く（特別な事情がある場合であっても最小25%）を法テラスへの償還（返済）に充てなければならず、生活費として使うことができないという問題が起きていました。

そこで、今回の制度改正では、ひとり親が過去の未払分の養育費等を受け取った場合、一定額までは、着手金等の一括償還（返済）に充てず手元に残すことができ、取扱いとなりました。

なお、この制度の対象となるのは法テラスが既に立て替えたお金（着手金等）のみで、未払養育費等を受け取ったことに対して新たに発生する弁護士への成功報酬（受け取った額の10%（税別））の支払は必要となりますので、ご注意ください。

3 ひとり親に対する償還（返済）免除要件の緩和

これまで、事件終了後、ひとり親が法テラスに立て替えてもらったお金の支払の免除を受けられるためには、収入・資産が一定額以下であることに加え、「資力回復が困難であること」の要

件を満たすことが必要でした。このため、働くことができる年齢のひとり親は、将来的に収入が増える可能性があることから、障がいや長期療養を要する傷病がない限り、償還（返済）免除を受けることができました。

今回の制度改正では、この取扱いを改め、義務教育対象年齢の子どもと同居して扶養しているひとり親が償還（返済）免除申請をする場合、「資力回復が困難であること」との要件が求められないことになりました。これにより、今までよりも多くのひとり親が法テラスに対する償還（返済）の免除を受けることができるようになりました。

このように、養育費を請求するひとり親にとって、法テラスの民事法律扶助は以前より使いやすくなりました。実際には、より詳しい適用要件が定められていますので、新しい制度を利用できるか知りたい場合は、法テラスや弁護士にご相談ください。



2024年の出来事



弁護士
平山 博久

1 弁護士登録して20年

平成16年に弁護士登録して早20年が経ちました。

弁護団事件をはじめ様々な事件、様々な依頼者の方々、相談者の方々と会って、貴重な経験をすることを通じて現在に至ります。

この20年は、日々の依頼事件や相談において、求める事実を勝ち取り、変わっていく法律・解釈をアップデートし、あるべき解決の形を探し求めることにとてもやりがいを感じる日々でした。



によって結論が一義的に導かれるものと思っていました。

しかし、勉強を進め、実務に関わると、法律は羅針盤のようなもので、解決の方向性を示してくれてはいるものの、その解釈・適用は人が行うもので、数学の計算のように一義的に結論を導くことができるわけではないということがわかりました。

さらに、全ての事件が自分の求めた結論になるわけではありません。何年弁護士活動をやろうと、初心を忘れることなく研鑽を重ね、事実認定、法の解釈・運用に対する方向感覚を磨き続けなければならぬと感じているところです。

現在45歳になり、ちょうど弁護士人生の折り返し地点に差し掛かった年齢になりました。

限りある残りの弁護士人生において、自分に何をすることができているのか、何をすべきなのか、何を考えながら、日々、真摯に弁護士活動に取り組みたいと思います。



ところで、大學生の頃に法律の勉強を始める前は、法律とは、カチツとしたもので、全ての事件は法律の適用



2 これが若さか：

先日、長男が友達と遊びに行くと言い、朝から小倉北区まで行きまして。

家族の互いの位置情報は家族全員で共有しているところ、移動速度が遅いため、公共共通機関ではなく自転車で行っているんだ...と思いい、数時間後、位置を見ると...下関...!?。

小倉北区から下関まではさすがに公共交通機関で移動しているよな...と思いいながら、また数時間後、位置を見ると、なぜか毎時10km/h前後で小倉北区に戻っている...。

ご想像通り、自転車で小倉北区から下関まで自転車で往復したそうです。

八幡の自宅に帰り着いたとき、自転車がおかしいと言うので、確認してみると後輪がパンクしていました。

その日の長男の走行距離は50kmを超えており、お友達達は70kmを超えたそうです。予めそうする予定ではなく、その日に友人との会話の中で、急に下関に行こう、となったそうです。

何かをやりたいと思った時に、思いつくまま行動していた自分の若い頃を思い出して、そんな思いつきにまかせた行動をすることもなくなつたなあ、少し羨ましく感じました。

3 夏といえばラタトゥイユ

今年に入って、仕事で豊前に行くことが多く、新鮮な野菜を買ったので、夏野菜でラタトゥイユを作りました。

ナス、パプリカ、ズッキーニ、玉ねぎを同じ大きさに切つて（食感重視でやや大きめが好みです）、鍋に入れて、塩を適量を振り、やや多めのオリーブオイルを入れて中火で炒めます。

一通りオイルが回った時点で、トマト（普通のトマトだと水分量が多く、トマト煮込みのようなになるので、個人的にはミニトマトを入れていきます。）を半分は切つて合わせて炒めて、火を通したら完成。

ニンニクを入れるかは好みですが、僕はホールに入れて、香りが強くなり過ぎないようにするために、途中で取り出しています。香りづけでローリエを入れても良いですね。

煮るといふより、炒めるイメージで食感を残した方が好みですが、そこはご自由に♪



熱々でもおいしいし、冷えてもおいしいので、お弁当にも最適です。
是非作ってみてください。



猫を 処方いたします。



弁護士 朝隈 朱絵

最近、オーディブルという、本を朗読してくれるアプリで通勤中や家事の合間にずっと本を読んでいます。本を読む時間がなくても、これだとながら読みができるので、本当に便利です。つい先日は、「猫を処方いたします。」という本を読みまし

た。「こころのびょういん」を名乗る病院を、様々な心の不調を抱えた人たちが訪れるのですが、そこで処方されるのは、薬ではなく猫！先生がその人に合わせて選んだ猫を決められた日数服用することで、患者たちの心が徐々に変化していく様子が描かれています。自由気ままなツンデレな猫たちをどう扱っていいか、戸惑い、振り回されながらも、猫が人の心の隙間にうまく入り込んでいく様子が面白可笑しく描かれていて、猫と永年暮らしている私としては、「あるあるー」と、笑ったり、時々



目頭を熱くしながら、とても面白く読みました。

我が家には猫が4匹います。みんな、様々なバックグ

ラウンドがあつて、我が家にとどりに着いてくれた子たち。私にとっては我が子のように大事な子たちです。ただ、最近、私も子育てに仕事に忙殺されていて、家でゆっくりする時間がなく、猫たちが放置気味になっていきます。以前は、ソファに座ると膝や胸の上に乗ってべたべた甘えてきて、おもちゃで遊んであげたりしていたのですが、最近は家で落ち着いて座るといった時間がほとんどなく・・・。特に甘えん坊な子なんかは、私がトイレに行ってもお風呂に入っている時もストーカーのようにつ



いてきて出待ち。ですが、いちいち相手をしてあげる余裕はなく。1日のうち、猫達との時間を過ごせるのは、夜、子どもを寝かしつけて、やっと座って一息ついて歯磨きをしている5分程度だけ。その時だけは、「今だ！」と言わんばかりに、みんな一斉に私の周りに集まって、甘えたり、羽のおもちゃを持ってきたりします。疲れていたり、心配事があったりしても、猫がはしゃいでお互いじゃれあつて生き生きしている姿を見ると、こちらも自然と笑顔になって、いろいろどうでも良くなつてきます。

先日、引っ越しをしたのですが、退去時に猫が傷つけた壁紙を補修しようとホームセンターに行った時のこと。補修材の場所を覚えてくれた店員さんも猫を飼っているそうで、

「ウチ、借家なのに猫が壁紙ボロボロにしたんです(泣)」

「ウチなんか入居後3日目で襖貫通させましたですよ！(笑)」

と、退去費用考えたら結構切実な話題なのに、なぜか、お互い、我が家の猫のやんちゃ自慢。こんなに乗観的にさせてくれるのも、猫のパワーです。

向かい合って話しかけると、



は、本当に、心の中を見透かしているようです。猫は、本当に、不思議なパワーをもった生き物だなあと思っています。「大概の病気は猫で治りますからね」というこころのびょういんの先生の言葉は冗談のようですが、本当だと思えます。

私も、さぼらず、きちんと猫と向き合つて、真面目に服用して行こう！と、改めて思いました。

猫を飼っている皆さんも、今一度きちんとご自宅の猫と向き合つて、服用してみてください。

猫を飼っていない皆さん、騙されたと思って、一度猫と暮らしてみてください。お家を待っている保護猫は沢山いて、ボランティアの方が譲渡するときは、マッチングを見るために短期間トライアルをするので、やっぱりちよつと、という時は断ることもできるし、別の猫で再チャレンジすることもできるので、是非、お気軽に。

実家の屋根裏騒動



弁護士 三苦 和喜

今年の3月末頃、実家の屋根裏から音がするとの連絡が家族LINEにありました。借りぐらしのアリエッティのようなファンタジーの世界があればよいのですが（アリエッティは床下に住んでいましたが）、田舎にある実家では、おそらく動物だろうという予想がつかまりました。

しかし、実家の父母はのんきなもので、ちょっと入り込んだだけと思いい、特に屋根裏を開けてみるでも、業者に連絡をするでもなく、様子を見ていたようでした。

ところが、3週間ほどすると、天



井から動物の尿のようなものが大量に降ってきて、床にたまるといいう状況が発生しました。加えて、動物の赤ちゃんのような鳴き声もしてきており、完全に巢を作って住み着いてしまっていることがわかりました。

両親にも、動物が理由か否かはわかりませんが、咳が出るなどの体調不良が発生し、さすがに対処を強いられることとなりました。

屋根裏にどんな動物がすんでいるかわからないので、素人の我々で対処するのは危険ですから、業者を呼ぶ必要があります。当然に屋根裏の動物を排除してくれる業者の知り合いなどはいません。ネットで検索をすれば見つかりますが、消費者被害にも一抹の不安がある…ということでも、役所に電話をして紹介してもらうという方法を取りました。

天井に穴をあけて、業者の方が屋根裏に入ったところ、なんとアライグマの親子が見つかりました。イタ

チや猫などを想像していましたが、予想の斜め上を行く動物が正体でした。

アライグマと言えば、食べ物を洗って食べるかわいいイメージを持っていました。子どももいたなら、飼ってしまえばいいんじゃないか、とも思ってしまったのですが、そのかわいらしいイメージとは裏腹に、野生化したアライグマによって農作物や在来種を食べて被害を与える、感染症の媒介となるなどの状況が生じており、特定外来生物として指定されているとのことでした。当然飼うことができない生物でした。

そのような動物でしたから、かわいそうではありますが、アライグマを捕獲して駆除をしなければならなくなります。実家の場合は、業者が近寄ったとたん逃げ出したことから、巢に戻ってくると考え、罠を仕掛けることになりました。

実家は、天井に穴をあけ、屋根裏にわなを仕掛けた状態となり、毎朝罠にアライグマがかかっていたのか確認をすることが父の日課になりました。私も一度罠を見に行きました。思ったよりもしつかりした罠で驚きました（業者が設置した罠の中のエサにコンビニのホットスナックが置かれており、本当に何でも食べると思いました）。1週間ほど経過しましたが、罠にはかかりませんでした。業者に確認したところ、もう戻ってくることはないだろうと



いうことで、罠を撤去し、実家の天井の穴もふさがれ、実家の屋根裏騒動は一件落着となりました。

今回は、アライグマが逃げ出したことから、駆除ということにはなりませんでしたが、この機会にアライグマについて調べてみると、1980年代ころに、カナダやアメリカからペットとして輸入されたものの、逃げ出したり、飼い主が放したりしたこと、野生化してしまつたこととです。日本には天敵もおらず、短期間で個体数が急増する傾向にもあるようです。

農作物や在来種の生態系に被害を与えたり、感染症の媒介になるといふのは大変問題ですし、駆除することでもやむを得ないと言わざるを得ないのでしよう。しかし、ペットにしたいという人間のエゴで輸入された動物が、このような形で駆除されていくことに、考えさせられる部分もありません。

お知らせ

8月13日〜15日は夏季休暇のためお休みします。

一口法律相談



2023年3月1日に前夫と離婚した後同年6月10日に現在の夫と再婚し、同年9月30日に子供が生まれました。この子の生物学上の父親は現在の夫ですが、役所に届け出

と前の夫の嫡出子とされるということで、まだ、戸籍の届け出をしていませんでした。この子の父親を現在の夫の子として戸籍に載せることはできますか？



弁護士 田邊 匡彦

1 嫡出推定制度の改正

戸籍上前夫の子とされることを避ける等の理由で子供の出生届を出さなかったため、無戸籍者となる子が生じる問題の解消を目指して嫡出推定制度が改正され、2024年4月1日から施行されました。

2 嫡出推定規定の見直し

改正前は、婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定し、婚姻後200日以降並びに離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子と推定されていました。その関係で、女性は離婚後100日間再婚できませんでした。

今回の改正で、女性の再婚禁止期間は廃止され、婚姻後200日以内に生まれた子及び離婚後300日以内に生まれた子でもその間に母が再婚した場合に再婚後の夫の子と推定するとされました。つまり、再婚した後に生まれた子は再婚後の夫の子として戸籍に載るようになりました。

3 嫡出否認制度の見直し

これまで夫のみに認められ

ていた嫡出否認権を子及び母にも認めることとされました。また、適切な判断をする機会を広く確保する趣旨で嫡出否認の訴えを提起できる期間が1年から原則3年に延長されました。これまでは夫しか訴え提起できなかったことが理由で出生届を出さないことがあったため、子や母の判断で嫡出否認の訴えを提起できるようにしたものです。なお、子は一定の要件を満たした場合に例外的に21歳に達するまでに提起できる場合があります。

4 本問の場合、母は嫡出否認の訴えを提起できるか？

できます。ただし、期限があります。

今回の改正法は施行日以降に生まれた子に適用され、それ以前に生まれた子には、改正前の規定が適用されますが、2024年4月1日から1年間に限り、その前に生まれた子や母も嫡出否認の訴えを提起できるとされました。

つまり、女性の再婚禁止期間や嫡出推定規定の遡及適用はできませんが、改正前に生

まれた子についてであっても、前夫が提起しなくても、母や子（母親が親権者）は自ら嫡出否認の訴えを提起して、勝訴することで子を現在の夫の嫡出子として戸籍に載せることができることになりました。

ただし、長い間親子関係を不安定にしておくことは望ましくありませんので、1年間という期間制限が付された関係で、2025年3月31日までに嫡出否認の訴えを提起する必要があるようですので、注意が必要です。

5 認知無効の訴えの改正も同時に施行

なお、血縁関係がないことを理由とした認知無効の訴えを提起できる者が、子、認知をした者（父）、母に限定され、所定の時点から原則7年間に限定されています。これまでは子又は利害関係人が提起できるとされ、期間制限がなかったものを改めました。父母等が認知を有効とする意思があっても、それを無視して利害関係人がいつまでも提起できることは相当でないとの考えに基づいています。

営業時間

相談は事前予約をおねがいします

月曜日 午前10時00分～午後7時30分まで
 火曜日～金曜日 午前10時00分～午後5時30分まで
 土曜日 午前9時30分～午前11時00分まで
 （土曜日は、金曜17時までに予約の方のみ）

日曜・祝日はお休みです

相談予約受付時間

平日（土・日・祝日を除く）午前9時から午後5時までにお電話下さい。

法律相談（初回30分）を無料にしました

☎ 093-642-2868

受付はWEBでもできます



https://kurosakigoudo.jp/